

9 処置室（有・無）

処置室名	面積	処置室名	面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

（注）診察室兼用の場合を除く

10 手術室及び準備室（有・無）

	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	専用の照明	暖房	滅菌手洗い
手術室	m <sup>2</sup>	台				有・無	有・無	有・無
準備室	m <sup>2</sup>						有・無	有・無

（注）医療法施行規則第2条第3項に基づく構造設備の状況を記入すること。

11 エックス線装置及びエックス線室（有・無）

室名	面積	室内の構造概要 (材質及び厚さ等)	操作室	固定移動 等の別	用途	装置の種類	型式
	m <sup>2</sup>		有・無				
	m <sup>2</sup>		有・無				
	m <sup>2</sup>		有・無				

12 調剤所（有・無）

面積	採光面積	外気開放 の面積	麻薬金庫 の有無	冷暗所の有無 (面積)	備付天秤 上皿天秤
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	有・無	有・無 (m <sup>2</sup> )	感量10mg 台 感量500mg 台

13 分べん室及び新生児入浴施設

分べん室	面積	構造設備	窓	新生児入 浴施設	面積	構造設備
(有・無)	m <sup>2</sup>		有・無	(有・無)	m <sup>2</sup>	

14 新生児室及び未熟児室

新生児室	面積	ベッド数	採光面積	外気開放面積	未熟児室	面積	ベッド数	採光面積	外気開放面積
(有・無)	m <sup>2</sup>	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	(有・無)	m <sup>2</sup>	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

15 歯科技工室（有・無）

面積	採光又は照明	防塵設備	床張	その他必要な設備
m <sup>2</sup>	採光 照明 採光・照明	室外排気 室内排気	板張 コンクリート その他 ( )	

16 病床数（有・無）

一般		療養		計	
室数	床数	室数	床数	室数	床数

17 病室の構造概要

棟別	階別	病室名	病床の種別	一室の収容定員	一室の床面積	一人当たりの床面積	一室の採光面積	一室の直接外気開放面積
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

18 二階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造

建物別 名称	通常階段						病室の ある 最上階	避難階段 の数
	幅	踊場 の幅	開口部 の幅	蹴上 の高さ	踏面 の幅	手すり の有無		
	m	m	m	m	m	有・無	階	階から 地上まで 箇所
	m	m	m	m	m	有・無		
	m	m	m	m	m	有・無	階	階から 地上まで 箇所
	m	m	m	m	m	有・無		

19 その他の施設

臨床検査施設	有 ( 室 ) ・ 無	入浴施設	患者用	有 ( 箇所 ) ・ 無
消毒施設	有 ( 室 ) ・ 無		職員用	有 ( 箇所 ) ・ 無
給食施設	有 ( 室 ) ・ 無	看護師宿舎		有 ( 収容定員 人 ) ・ 無
洗濯施設	有 ( 室 ) ・ 無	医師当直室		有 ( 室 ) ・ 無
待合室	有 ( 室 ) ・ 無	事務室		有 ( 室 ) ・ 無
医局	有 ( 室 ) ・ 無	談話室		有 ( 室 ) ・ 無
ナースセンター	有 ( 箇所 ) ・ 無			

20 防火上必要な設備

--

21 消火用の機械又は器具の概要

--

22 住宅と併設 ( 有 ・ 無 )

住宅の面積	m <sup>2</sup>	診療所の 使用面積	m <sup>2</sup>
-------	----------------	--------------	----------------

(注) 医師又は歯科医師については、医師又は歯科医師の免許証 (写しの場合は原本証明が必要) を添付してください。

兼 任 管 理 許 可 申 請 書

年 月 日

三重県知事

あて

開 設 者 住 所  
 [ 法人の場合は主たる  
 事務所の所在地 ]

開 設 者 氏 名  
 [ 法人の場合は名称  
 及び代表者の職氏名 ]

印

電話 ( )

FAX ( )

下記に挙げる特殊な事情があり病院（診療所、助産所）の兼任管理の許可を受けたいので医療法施行規則第9条の規定により申請します。

※下記の4項目のうち該当する番号に丸印をつけてください。

1	無為地区等医療施設が少ない地区に開設する病院等の兼任管理。
2	介護老人福祉施設、肢体不自由児施設等の社会福祉施設に開設する診療所の兼任管理。
3	工場、事業所等に開設される従業員並びにその家族を対象として開設される病院等の兼任管理。
4	休日又は夜間の地域医療体制の整備のため開設される病院等の兼任管理。

保健所受付印

	現に管理している病院（診療所又は助産所）	新たに管理しようとする病院（診療所又は助産所）
名称		
所在地		
診療科目		
従業員の定員		
病床数		
診療日及び診療時間		

※診療体制についてご記入ください。

3 管理者の住所及び氏名

1 住 所

2 氏 名

4 兼任管理する理由

5 管理する病院（診療所又は助産所）相互間の距離並びに連絡に要する時間及び方法

6 兼任管理予定年月日

## 6.6 武蔵村山市

## 6.6.1 モデル市における検討事項（武蔵村山市）

## 1. 検討状況

日時	参加者	案件	内容
H26 11月15日	課関係職員	行動計画	健康推進課担当グループである予防Gと稲葉で、行動計画素案の読み合わせを行う。
11月19日	システムベンダー	システム対応の可否	本市保健システムにおいて、住民接種関係事務が対応できるかヒアリング。 (→持ち帰り検討)
11月21日	部長、課関係職員	行動計画	健康福祉部長と行動計画の内容の協議
11月28日	部長、課関係職員	行動計画	健康福祉部長と行動計画制定のロジについて協議（行動計画素案 FIX）
12月17日	関係課長会議	行動計画	行動計画素案を審議（→了解）
12月25日	関係部長会議	行動計画	・行動計画素案を審議（→概ね了解） ・住民接種の在り方について検討
H27 1月6日	課関係職員	住民接種整備GL素案検討	健康推進課担当グループである予防Gと稲葉で、GLの検討を開始。
1月9日	課関係職員	GL	GL素案について暫定版について検討
1月某日	学校主管課	GL相談	住民接種において、学校施設を使用することについての説明。 ①特措法と住民接種について ②集団的接種と地域別集団接種について ③予防接種の実施体制について ④体育館、保健室その他の関係施設の使用について ⑤学校を診療所として届け出ることについて
同	地区会館主管課	GL相談	住民接種において、地区会館を使用することについての説明。 ①特措法と住民接種について ②集団的接種と地域別集団接種について ③予防接種の実施体制について ④地区会館を診療所として届け出ることについて

1月20日	システムベンダー	システム対応の可否	システムベンダーからの回答としては、予防接種台帳の延長線上で、対応は概ね可能。その他、必要な帳票類の案を本市が示すこととなる。
2月上旬	医師会 歯科医師会 薬剤師会  関係課長会議・関係部長会議・庁議 全員協議会	意見照会  行動計画協議  議会説明	三師会に対し、行動計画の意見照会  庁議で了承されれば、行動計画制定後、遅滞なくGLを公表。  議会に対し行動計画を説明し、了承を得る。
3月31日		行動計画制定	

(※) 市内での検討状況、都道府県・医師会・医療機関との調整状況など、予防接種体制の構築に係る検討の過程を記載する

## 2. データベースの構築・データ管理について

検討項目	検討した内容
ベースとして用いたデータ	住基から抽出した住民情報から、非該当者情報を引き抜き、真の対象者を抽出。
データ管理用に用いた（検討した）システム、ソフト等	本市の保健事業システム
端末の配置・データの入力について	接種会場では紙運用とし、後にデータ入力する
データの入力項目について	氏名、生年月日、住所、接種日（1回目・2回目）、接種会場、ワクチンメーカー／ロット、接種医、接種時の特記事項、副反応の有無など
予防接種予診票、優先接種証明書（紙媒体）の取り扱いについて	住基 No に基づいた帳票の作成、出力
予防接種済証	事前に証を印刷しておき、住基 No を手書きで記入する。 1回目の予防接種終了後は、予防接種済証に2回目の予約日・接種したワクチンメーカー名を記載し手渡す。
その他	

3. 対象者の把握方法・接種形態・接種場所について

対象者	把握方法 (住民基本台帳からの出力、被接種者からの申請、事業所・医療機関からの報告等)	接種形態 (地域集団接種・施設集団接種・個別接種)	接種場所 (医療機関・入所施設・学校・保健センター・自宅など)
特定接種対象者(登録事業者)	東京都から情報収集	施設集団接種	事業所等
特定接種対象者(国家公務員・都道府県職員・市町村職員)	職員課から入手	施設集団接種	市役所
入院患者及び入所者	医師会等から情報収集	施設集団接種	当該施設
在宅医療受療中の患者	保健所、本市福祉部門及び医師会等から情報収集	個別接種	居宅
通所サービス利用者	—	地域集団接種	市内会場
基礎疾患を有する者(外来通院中患者)	医師会等から情報収集	施設集団接種又は個別接種	当該施設
妊婦	医師会等から情報収集	施設集団接種又は個別接種	当該施設
未就学児	住基台帳から抽出	地域別集団接種	市内会場
小中学生	住基台帳から抽出及び教育部から情報収集	地域別集団接種	市内会場
高校生	住基台帳から抽出	地域別集団接種	市内会場
専門学校生・大学生	住基台帳から抽出	地域別集団接種	市内会場
高齢者	住基台帳から抽出	地域別集団接種	市内会場
障害者	保健所、本市福祉部門から情報収集	地域別集団接種又は施設集団接種	市内会場又は当該施設
その他(成人など)	住基台帳から抽出	地域別集団接種	市内会場
当該市町村の区域外に居住する者	(未検討)		

4. 対象者の予約・周知方法について

別添資料
------

5. 接種体制シミュレーション

別添資料
------



6. 接種会場の確保について

接種会場	会場数	調整状況	備考
医療機関		(具体的な調整は今後)	
学校	6	(調整中)	
地区会館	1	(調整中)	

7. 接種を実施する医療従事者の確保について

医療従事者	調整状況	備考
医師	(医師会と調整中)	
看護師	(医師会と調整中)	
薬剤師	(薬剤師会と調整中)	
事務職員	市職員等を活用	

8. 接種会場の設営（案）について

別添資料
------

9. 接種会場における物品の確保について

物品名	個数	備考
(別添資料)		

10. 接種会場における運営その他について

(検討中)
-------

11. 接種体制検討にあたっての課題等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定接種については、当事者意識があるため、医師会等も認識が高いが、住民接種についてははまだ認識が乏しい。市が実施主体だから、市の努力不足という側面も否定できないが、国等にあってももう少し周知に取り組みたい。</li> <li>・ 過去の集団接種のノウハウも残りつつも、現状は個別接種が主流であるから、住民接種の実施体制構築は、集団接種の再構築が必要であった。そういう意味でも、この研究は、市町村に対しての意義が大変大きい。</li> <li>・ 通常、中小市町村が関与しない医療分野の事務（医療機関の開設等）については、なかなかイメージがつかないところ。また、ワクチンの契約や供給についても、具体的なイメージを得るために、どこかの市が実践的な訓練（課題の洗い出し）するといふように思う。</li> </ul>
---

6.6.2 住民接種の実施体制整備ガイドライン（武蔵村山市）

武蔵村山市新型インフルエンザ等に係る  
住民接種の実施体制整備ガイドライン  
（素案）

平成27年3月  
東京都武蔵村山市健康福祉部健康推進課